

学童保育室の利用申請に必要な書類

1. 学童保育申請書 ※記入例あり

2. 児童台帳 ※記入例あり

3. 児童調査書

4. 食物アレルギー確認記録書(食物アレルギーがある方のみ)

5. 就労証明書

- ・保育所に提出した写しでも受付可能です。
- ・概ね3か月以内のものが有効です。(旧様式：勤務(内定)証明書は使用不可)
- ・採用予定の就労証明書を提出された場合は、正式採用後に再度提出してください。
- ・変則就労(シフト制)の場合
シフト表(申請の直近4週間分)が必要です。
- ・個人事業主／代表者が自身の方 又は 個人事業主協力者等、内職に従事している方は、次の書類を提出してください。

個人事業主／代表者が自身の方

次のいずれか

就労証明書

+

・最新の確定申告書 ・受注表 ・請負契約書 ・その他、仕事内容や実績が確認できるもの

個人事業主協力者等

次のいずれか

就労証明書

+

・最新の確定申告書 ・源泉徴収票 ・給与明細書 (直近3か月分) ・その他、収入が確認できるもの

内職に従事している方

就労状況(予定)申告書

+

・「内職従事・収入証明書」

※「就労状況(予定)申告書」「内職従事・収入証明書」はホームページに掲載しています。